

スタートアップ創出調整連絡会議 金融庁説明資料

2024年8月



金融庁

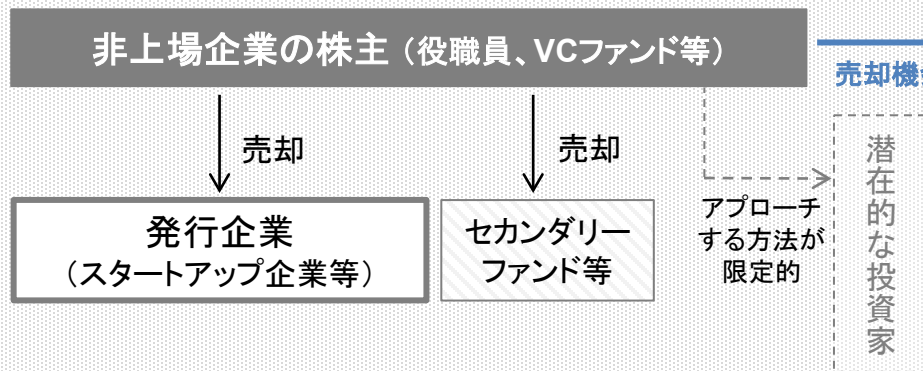
Financial Services Agency, the Japanese Government

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律(非上場有価証券の流通活性化)

- 「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律(本年5月22日公布)」により、非上場有価証券の流通活性化の観点から、非上場有価証券の仲介業務の参入要件を緩和

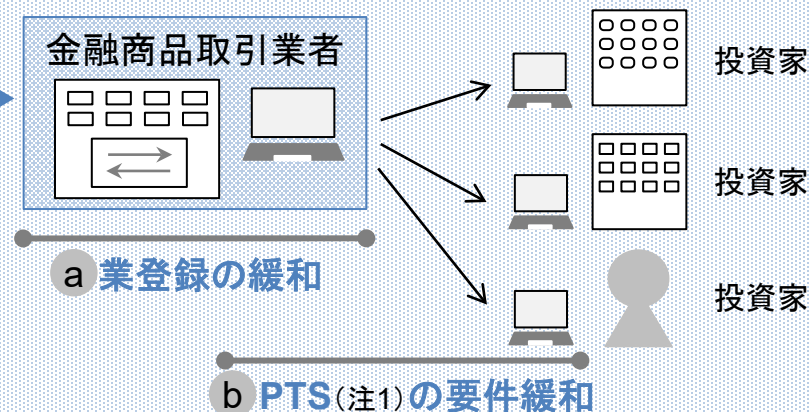
課題

- 現状、非上場株式の売却は限定的
(潜在的な投資家にアプローチできず、換金が容易でない)
⇒ 換金のために小粒上場を行い、その後の成長停滞の原因となっているとの指摘



対応

- 非上場株式の仲介業務を行う事業者の参入を促進し、株主に売却・換金の機会を提供



a 非上場有価証券の仲介業者の登録要件緩和

- **プロ投資家(特定投資家)を対象**(注2)として、**非上場有価証券の仲介業務に特化**し、原則として有価証券や金銭の預託を受けない場合には、**第一種金融商品取引業の登録要件等を緩和**(資本金要件の引下げ(5000万円→例えば1000万円)[政令改正事項]、自己資本規制比率等)(注3)
(注2)換金ニーズに応えるため、一般投資家も「売却」は可能
(注3)外国投資信託等を日本のプロ投資家に仲介する場合も対象とする

b 非上場有価証券の電子的な取引の仲介業務(PTS)の参入要件緩和

- 非上場有価証券の電子的な取引の場を提供する場合、**PTSの認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能**とする
- 現在の認可で求めている追加的な**資本金要件**(3億円)を課さないこととともに、**システム要件**(システムの二重化[監督指針改正事項])等を**緩和**(注4)
(注4)取引の管理等に関する必要な規制は適用

(注1)PTS(Proprietary Trading System(私設取引システム))とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システム

株主一元化スキームの活用

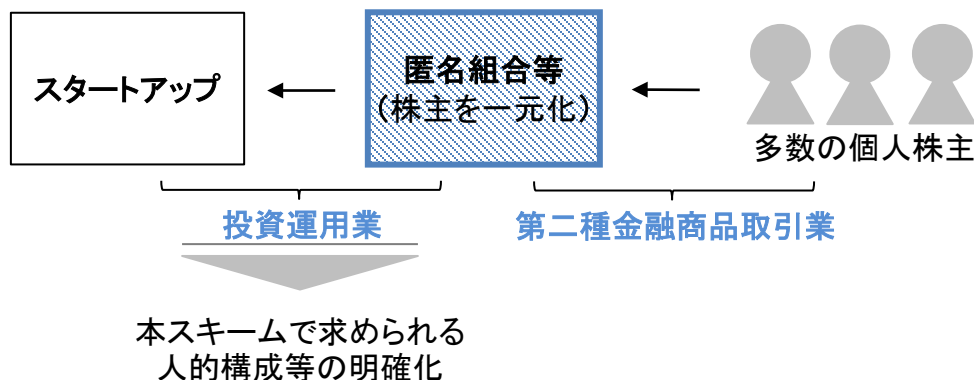
- 株式投資型クラウドファンディング（CF）において、**株主一元化スキーム**の組成ニーズが高まっているが、ファンド運営に係る**投資運用業の登録要件を満たすための体制整備の負担が課題**

⇒ 投資運用業の登録審査において、**実態に即した人的構成・業務運営体制での登録が可能であることを明確化**

- 株式投資型CFと株主一元化スキームとで自主規制規則における**規制体系に差異**（少額要件の適用の有無等）

⇒ **株主一元化スキーム**と株式投資型CFとの**規制の平仄を合わせる**

株主一元化スキーム



勧誘方法

- **投資型CFの勧誘方法**は、自主規制規則において、一部を除き、**電磁的方法に限定され、電話・訪問勧誘等は禁止**
- **特定投資家への勧誘**は電磁的方法以外（**電話・訪問等**）の方法を認めてほしいとの要望

⇒ 電磁的方法以外（**電話・訪問等**）の方法による勧誘について、**法人の特定投資家**に対しては**可能**とする

（一方、**個人**（特定投資家を含む）に対しては**引き続き慎重に対応**）

		電話・訪問等による勧誘	
		個人	法人
第一種金事業者	株式投資型CF	× (不可)	○ (特定投資家は可)
	上記以外の投資型CF	× (不可)	○ (特定投資家は可)
第二種金事業者		× (不可)	○ (特定投資家は可)